◆京都の労働メールマガジン　　第24号◆

発行　2020年8月26日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 9月1日に「京都府テレワーク推進センター」を開設します
2. 京都府労働相談所に「ブラックバイト相談窓口」を開設しています
3. 「京都府労働委員会」を御存知ですか？
4. 10月1日から7日は「全国労働衛生週間」です

【１】9月1日に「京都府テレワーク推進センター」を開設します

　京都府では、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークに取り組む企業が増加する中、ICT環境整備や人事評価、社員のメンタルケア等、様々な要因によりテレワークの導入・定着に課題を抱える府内の中小企業を支援するため、令和2年9月1日、京都経済センターに「京都府テレワーク推進センター」を開設します。

　テレワーク推進センターには、ITコーディネーターとテレワーク制度整備アドバイザーを配置し、技術面・法務面双方をワンストップで御相談いただくことが可能であり、中小企業の実情に合わせたコンサルティングと、京都府や国が実施する各種補助制度を組み合わせ、適切なテレワークの導入支援を行っていきます。

詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/news/press/2020/8/teleworkopen.html>

　お問合せ：京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課　電話 075-414-5082

【２】京都府労働相談所に「ブラックバイト相談窓口」を開設しています

京都テルサに設置している京都府労働相談所では、「ブラックバイト相談窓口」を開設し、学生の皆さんがアルバイトをしている中での困りごとについて、相談に応じています。

アルバイトを辞めさせてもらえない、給料を支払ってもらえないなど、お困りのことがあれば、京都府労働相談所へ御相談ください。経験豊富な相談員が、学生の皆さんにもわかりやすく助言します。

京都府労働相談所では、電話（京都府内限定フリーダイヤル 0120-786-604）・来所・メール・WEB（予約制）での相談を受け付けています。

詳しくはこちら

<https://www.pref.kyoto.jp/rosei/burakubaitosoudannmadoguti.html>

お問合せ：京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課　電話 075-414-5088

【３】「京都府労働委員会」を御存知ですか？

　京都府労働委員会では、労働紛争の解決に向けたサポートや、労働組合からの不当労働行為の救済申立てに対する審査などを行っています。

　中でも、「個別労働関係紛争のあっせん（個別あっせん）」は、労働トラブルが発生した場合に、京都府内の事業所で働く労働者又は府内の事業所の事業主からの申請に基づき、あっせん員が労使の間に入って双方の話し合いがまとまるようお手伝いする制度で、双方の歩み寄りを図り、トラブルが解決されるよう調整を行います。

　労働条件などを巡るトラブル（解雇、賃下げ、配置転換、パワハラなど）について、自主的な解決が困難となった場合に御利用ください。簡単・無料、秘密厳守で早い解決が期待できます。なお、御利用の場合は、事前にお問合せをお願いします。

　個別あっせんについて、詳しくはこちらを御覧ください。

・個別あっせんの特徴・流れ

<https://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/11000006.html>

・個別あっせんのよくある利用例

<https://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/1316652730539.html>

・個別あっせんの利用に関するＱ＆Ａ

<https://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/kobetuqa.html>

・労働組合と使用者が当事者である労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）についてはこちら

<https://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/11000004.html>

・不当労働行為の救済についてはこちら

<https://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/11000008.html>

お問合せ：京都府労働委員会事務局　電話 075-414-5732

【４】10月1日から7日は「全国労働衛生週間」です

　全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保につなげるため、昭和25年から厚生労働省の主唱により実施されています。

71回目を迎える本年度においても、10月1日から10月7日までを「全国労働衛生週間」、9月1日から9月30日までを準備期間とし、「みなおして　職場の環境　からだの健康」をスローガンとして展開されます。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「3の密」（密閉空間、密集空間、密接空間）を避けることを徹底しながら、各事業場の労使協力のもと、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働衛生に関する講習会等の開催など、さまざまな取組が行われます。

　詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12193.html>

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８８

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。